

(一一一)  
第一類 第十一号

第一百九十回国会 環境委員会議録 第三号

平成二十八年三月十五日(火曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 赤澤 亮正君

理事 伊藤信太郎君 理事

理事 北川 知克君 理事

理事 藤原 崇君 理事

理事 松田 直久君 理事

理事 沢田 康幸君 理事

理事 小倉 將信君 理事

理事 高橋ひなこ君 理事

理事 白石 徹君 理事

理事 前川 恵君 理事

理事 吉野 守君 理事

理事 田島 馬淵 理事

理事 塩川 鉄也君 理事

理事 小沢 銳仁君 理事

理事 丸川 平口 鬼木 関 武志君 理事

理事 牧原 秀樹君 菅 直人君 理事

理事 中島 克仁君 真山 祐一君 理事

理事 河野 正美君 玉城デニー君 理事

環境大臣 環境副大臣 環境大臣政務官 環境委員会専門員

三月十四日

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

建設アスベスト問題の早期解決と被害者の救済に関する請願(菅直人君紹介)(第八三二号)

は本委員会に付託された。

同月九日

本日の会議に付した案件  
独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○赤澤委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
趣旨の説明を聴取いたします。丸川環境大臣。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○丸川国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

環境研究、技術開発は、持続可能な社会の構築に不可欠なグリーンイノベーションの基盤をなすものであり、その確実かつ効果的な実施により、低炭素社会や循環型社会の構築、生物多様性の保全や健康リスクの低減など環境の各分野への貢献を果たしていくことが重要です。

特に、環境研究総合推進費は、持続可能な社会の構築のため、環境の保全に資することを目的とする我が国唯一の環境政策貢献型の競争的資金であります。環境省においては、これまで環境研究総合推進費の重要性に鑑み、その制度の改善などに取り組んできたところですが、より一層の研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築に向けた取り組みが必要です。平成二十年に成立しました研究開発力強化法においても、その公募型研究開発に係る業務を独立行政法人に移管することがその効率的推進に資すると認めるときは、これを独立行政

法人に移管するとともに、その業務を行う独立行政法人は、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により資金の効率的な使用が図られるよう努めることとされていま

独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年改正する法律案)

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

法律第四十三号の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十一条を「第二十条」に、「第二十

二条」を「第二十二条・第二十三条」に改める。

第三条中「救済の下に」「研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

(秘密保持義務)

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれら

の職にあつた者は、第十条第一項第八号から第

十号までに掲げる業務に係る職務に關して知る

ことのできた秘密を漏らし、又は盜用してはな

らない。

第十条第一項中第八号を第十一号とし、第七号

の次に次の三号を加える。

八 大学、国立研究開発法人(通則法第二条第

三項に規定する国立研究開発法人をいう。)そ

の他の研究機関の能力を活用して行うことによ

りその効果的な実施を図ることができる環

境の保全に関する研究及び技術開発を行ふこ

と。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及

びその活用を促進すること。

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関

し、助成金の交付を行うこと。

第十一条中「又は第五号」を「、第五号又は第十

号」に改める。

第十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第二十一条を次のように改める。

第二十二条 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章の章名を削り、第二十条の次に次の章名を付する。

## 第五章 罰則

### 施行期日

第一条 この法律は、平成二十八年十月一日から施行する。

(国の権利義務の承継等)

第二条 この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、この法律による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第八号に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、独立行政法人環境再生保全機構(次項において「機構」という。)が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、指定日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

環境の保全に関する研究及び技術開発を効率的・効果的に推進するため、当該研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加するとともに、役職員に係る守秘義務規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。